

公立大学法人 福島県立医科大学

「教職員指定駐車場」及び「救急患者専用駐車場」
の運営・管理委託事業者公募要項

(公募要項抜すい)

公立大学法人福島県立医科大学の「教職員指定駐車場」(A 駐車場 1 4 5 台) 及び「救急患者専用駐車場」(B 駐車場 5 台) の運営・管理業務の委託

○ 業務委託内容及びその基本的な考え方

- ・ 駐車場管制装置等の設置 (A 駐車場、B 駐車場それぞれに)

設置工事費用は受託者の負担とし、工事の際はあらかじめ大学の承認を得ること。

- ・ 同装置の保守・メンテナンス

定期的な保守を含む適切なメンテナンスを実施し、修繕・事故等にも迅速に対応し復旧を図る。また、電気料等の管理費用は受託者の負担とする。

- ・ 許可車両に対する入・出庫の際に必要な定期券や出庫証等の発行

A 駐車場 — 許可者に対する定期券の発行

B 駐車場 — 出庫証等の発行

- ・ 利用料金の徴収に関する業務 (A 駐車場のみ)

許可者からの利用料金の徴収及び未納者に対する督促業務等

- ・ 大学への固定資産貸付使用料の納付及び管理報告業務

提案いただく固定資産貸付使用料の納付及び管理業務報告

- ・ 2 4 時間に亘るスムーズな運営を確保するための管理装置の設置

現場にインターフォン、カメラ等の通信手段を設置する。

- ・ 2 4 時間の運用サポート業務 (現場出動対応を含む)

夜間・休日を含む 2 4 時間の対応サポートを図る。

○ 利用料金

一カ月 2 , 0 0 0 円 (毎月 定額)

○ 契約期間

平成 2 0 年 7 月 1 日から 5 年間

○ 委託業者選定方法

企画内容及び実施能力等を総合的に判断し選定する。

○ 企画書の提出期限

平成 2 0 年 5 月 2 7 日

1 趣 旨

公立大学法人福島県立医科大学（以下「大学」という。）は、従来からある教職員指定駐車場（以下「A 駐車場」という。）及び救急患者専用駐車場（以下「B 駐車場」という。）への無許可車両の進入や駐車を防止することにより、適正な利用を図るとともに、併せて、固定資産の有効活用を図ることを目的に、当該 2 カ所の駐車場の運営・管理業務を委託します。

A 駐車場（145 台）の運営・管理にあたっては、利用する教職員が安心して、安全に場内に進入する為の車両管制装置等を設置し無許可車両の場内進入、駐車を防止するとともに、大学が規定した利用料金を毎月該当者から徴収し、適切な処理のもとに、あらかじめ定めた方式で大学に業務報告書を添え、提案いただく固定資産貸付使用料を定期的に納付する業務となります。

B 駐車場は、救急外来患者が利用することを目的とした 5 台分の専用スペースの運営・管理となります。病院の救急受付窓口に至近な位置にあり、その運用には一定の制限による適切な業務が求められるため、その目的に沿った管制装置等の設置が必要となります。

併せて、両駐車場とも 24 時間稼働させるため、利用者が直面するトラブルや機械故障等の対応についても、終日に亘ってスムーズな利用環境が確保されなければなりません。それについても具体的な実行策の提案をお願いします。

2 事業名

公立大学法人福島県立医科大学「教職員指定駐車場」及び「救急患者専用駐車場」の運営・管理委託事業

3 業務委託の範囲

- （１）駐車場管制装置等の設置（A 駐車場、B 駐車場それぞれに）
- （２）同装置の保守・メンテナンス
- （３）許可車両に対する入・出庫の際に必要な定期券や出庫証等の発行
- （４）利用料金の徴収に関する業務（A 駐車場のみ）
- （５）大学への固定資産貸付使用料の納付及び管理報告業務
- （６）24 時間に亘るスムーズな運営を確保するための管理装置の設置
- （７）24 時間の運用サポート業務（現場出勤対応を含む）

4 業務委託項目の解説と基本的な考え方

- （１）駐車場管制装置等の設置（A 駐車場、B 駐車場それぞれに）

駐車場管制装置は、A 駐車場、B 駐車場ともに許可車両、対象車両のスムーズな入・出庫が確保され、目的外車両の場内への進入、駐車を防止できるものであるこ

と。

設置工事は、駐車場の現況を最大限利用して行うこと。なお、工事費用は受託者の負担とする。

工事着工にあたっては設置図面等により、あらかじめ大学の承認を得ること。

工事期間を通して利用者の入・出庫、駐車を妨げるものがないよう配慮すること。

(2) 装置の保守・メンテナンス

装置の円滑な稼働を図るために、定期的な保守を含む適切なメンテナンスを実施するとともに、修繕・事故等にも迅速に対応し復旧を図ること。また、運用については大学の指示に従うものとする。

なお、電気料等の管理費用は受託者の負担とする。

(3) 許可車両に対する入・出庫の際に必要な定期券や出庫証等の発行

A 駐車場—大学が示す利用許可車両(許可者)に対して適切に定期券等を発行することで、スムーズな利用を図り、変更、取り消し、新規の追加等が生じた際にも必要な対応を図ること。

B 駐車場—駐車位置から車両を出庫させる際に必要な出庫証等の発行

(4) 利用料金の徴収に関する業務 (A 駐車場のみ)

大学が規定する駐車料金を全ての利用許可者から個別に月額単位で毎月徴収するとともに、未納、滞納者に対しても督促等適切な措置を講じ、円滑な駐車料金の収受を行うこと。

(5) 大学への固定資産貸付使用料の納付及び管理報告業務

本業務は利用料金制に基づく運営・管理委託であり、前項の収受利用料は原則として受託者の収入となるが、大学への固定資産貸付使用料の納付金額についてはそれぞれの提案者の考え方とする。但し、利用料金が運営・管理費用を下回る場合には受託者の負担とし、大学がその不足分を補填することはない。

また、余剰及び不足の有無にかかわらず、会計報告を含む管理業務報告を毎月実施すること。

(6) 24 時間に亘るスムーズな運営を確保するための管理装置の設置

夜間、休日を含む 24 時間、その利用に妨げが生じた際の状況把握と、迅速な解決を図るために、現場にインターフォン、カメラ等の通信手段を設置すること。

(7) 24 時間の運用サポート業務 (現場出動対応を含む)

夜間、休日を含む 24 時間、現場の状況に応じて、利用の安全を確保したうえで、ゲートの遠隔操作出庫等、迅速、適切な対応サポートを図ること。

また、適切な状況判断により、警備員の出動及び、技術者派遣を指示し、円滑な運用に努めること。

5 業務委託契約に含まれる駐車場管制装置の設置概要

- (1) 名 称 教職員指定駐車場 (A 駐車場) 救急患者専用駐車場 (B 駐車場)
- (2) 位 置 福島市光が丘 1 番地 大学構内
- (3) 施設規模 (A) 駐車台数 1 4 5 台 (B) 駐車台数 5 台
- (4) 形 式 (A)(B) とも屋外平面駐車場
別紙「位置図」及び「見取図」のとおり

6 運営・管理の基準

(1) 供用時間

- ・駐車場の供用時間は 2 4 時間
- ・年中無休

(2) 利用料金体系

- ・一カ月 2 , 0 0 0 円 (毎月 定額)
- ・月途中での利用開始、利用終了に対応する日割計算は行わない。

(3) 再委託の禁止

委託事業者には管制装置の設置から運営と管理に至る業務までの全ての業務を含んで委託する。

また、その実行に際しては一体での実施運営が必要となり、特別な業務を除き、業務分割による複数での実施、または業務の一部を第三者に委託、または請け負わせることはできない。

7 契約の期間

契約期間は平成 2 0 年 7 月 1 日から 5 年間とする。

8 委託料

教職員指定駐車場 (A 駐車場) の利用料収入を A , B 両駐車場の業務委託料に充当することとなる。

提案者の意向により、委託料及び、固定資産貸付使用料の納付金額についての考えを提案すること。大学は提案額、提案内容を総合的に評価し、最高評価点数を取得した委託予定先と具体内容について協議し決定する。

9 業務報告

- ・管理業務月報 (協議により様式は別途定める)
- ・使用料計算書及び、使用料明細
- ・納金報告 (徴収状況 / 納金額チェックシート)

10 法令等の遵守

運営・管理業務を遂行するにあたっては、以下の関係法令を遵守すること。

- ・福島県個人情報保護条例
- ・福島県の情報公開に関する条例

11 注意事項

両駐車場は特定の教職員や外来救急患者等大学の許可を受けた方が、指定された場所に駐車できることを前提に運営されなければならないので、利用者に対する安心と安全の確保と利便性の提供を第一義とし、管理面でも、平等、公平な取扱いを行うこととする。

12 協議

契約者は、この仕様に規定するもののほか、業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、速やかに大学と協議し、解決を図るものとする。

13 運営・管理事業者の要件及び選定の方法

(1) 運営・管理事業者の要件

- ア 駐車場の運営・管理事業に多くの実績があり、健全な運営を行っていること。
- イ 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ウ 本事業を実施するにあたり、必要とされる関係法令に基づく資格等を有していること。
- エ 不正及び不誠実な行為がないこと。
- オ 次のいずれにも該当していないこと。
 - (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する
 - (イ) 国税及び地方税を滞納している
 - (ウ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てをしているまたは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てをしている
 - (エ) 成年被後見人、被保佐人または破産者
 - (オ) 運営・管理事業者の役員が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えていない

(2) 選定方法

選定方法は14の企画書の項目等に基づく企画書により、企画内容及び実施能力等を総合的に判断し、運営・管理事業者を選定する。

14 企画書の項目等

- (1) 企画書は4 (業務委託項目の解説と基本的な考え方) の項目に従い作成すること。
- (2) 様式は自由とする。
- (3) 企画書等の提出書類は返却しない。

15 企画書の提出期限

平成 20 年 5 月 2 7 日

16 その他の提出書類

(1) 企業概要・パンフレット

設立・創業、所在地、代表者職氏名、社員数 (平成 20 年 4 月 1 日現在の常勤及び非常勤社員数)、経営方針、年間売上金額・税引後損益などの財務状況等が記載されていること。

(2) 登記等 定款、法人登記事項証明書

(3) 免許等 提案する企画を実施するために免許等が必要な場合は免許等の写し

(4) 納税証明書 事業税の納税証明書、法人税または所得税の納税証明書 (写しでもよい)

(5) 財務諸表 過去 3 年分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、利益処分計算書

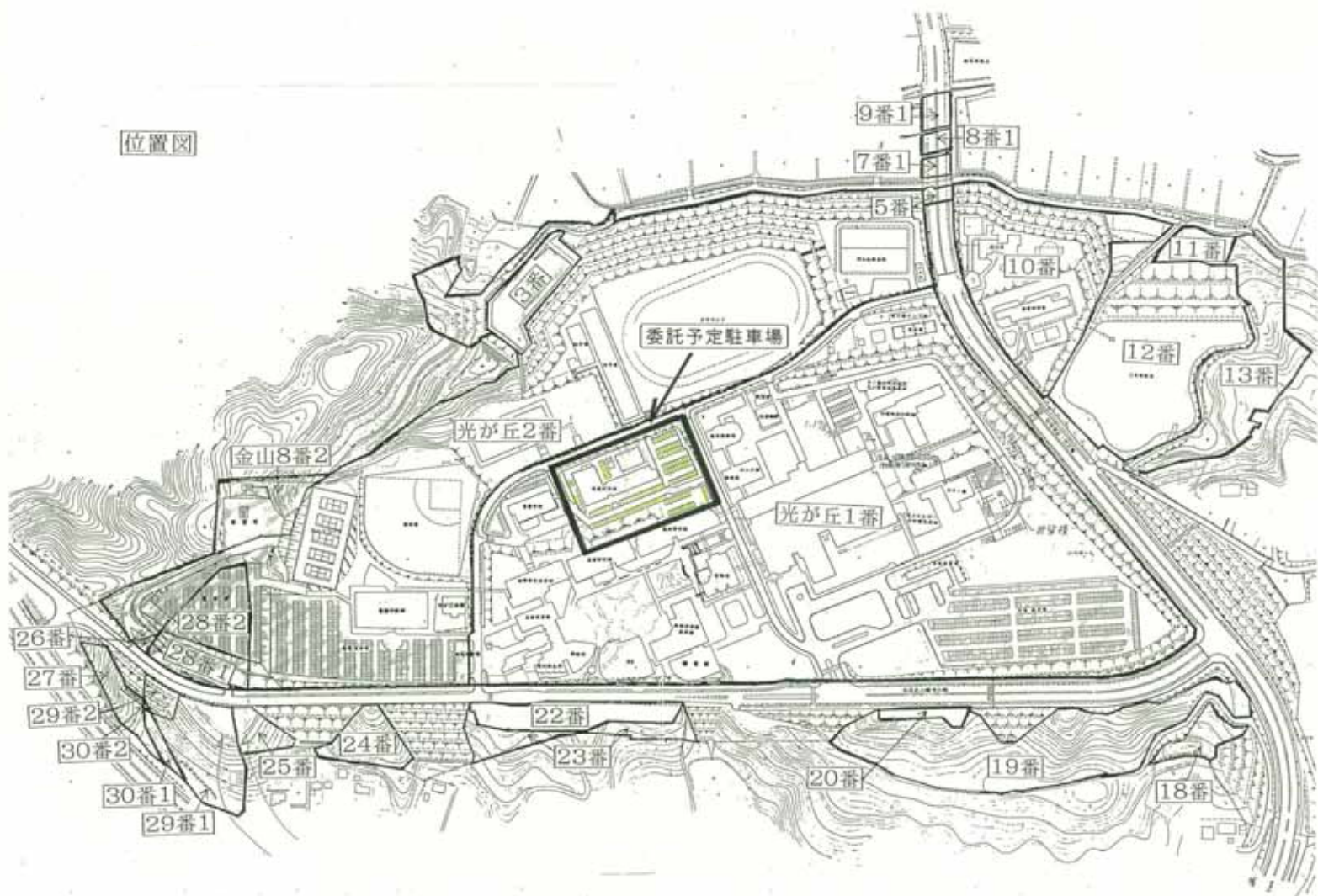
17 企画書提出先

〒 9 6 0 - 1 2 9 5 福島市光が丘 1 番地
公立大学法人福島県立医科大学
事務局総務課管財係

電話 0 2 4 - 5 4 7 - 1 0 1 7

FAX 0 2 4 - 5 4 8 - 5 3 0 2

位置図



見取図

